

平成27年度第1回摂津市総合教育会議 議事録

1. 日 時 平成27年5月20日(水)  
開会：13時00分 閉会：13時30分

2. 会 場 摂津市役所本館3階301会議室

3. 出席者

(構成員) 摂津市長 森山 一正  
教育委員会  
委員長 大矢 優子  
委員長職務代理者 福元 実  
委員 齊藤 公男  
委員 山手 知榮子  
教育長 箸尾谷 知也

(事務局等) 市長公室長 乾 富治 教育総務部長 山本 和憲  
市長公室次長 山口 猛 次世代育成部長 前馬 晋策  
市長公室 政策推進課長 川西 浩司 生涯学習部長 宮部 善隆  
市長公室 政策推進課長代理 浅田 明典 教育総務部 総務課長 溝口 哲也  
教育総務部 総務課長代理 鈴木 誠

4. 議 題 (1) 摂津市総合教育会議設置要綱について  
(2) 総合教育会議の概要について  
(3) 教育に関する大綱の策定について  
(4) その他

5. 会議の経過

市長公室長 それではただいまから、平成27年度第1回摂津市総合教育会議を開催させていただきます。はじめに、森山市長からごあいさつを申し上げます。

市 長 こんにちは。本日は、第1回摂津市総合教育会議ということでご出席いただきましてありがとうございます。ここ数年の間で教育にかかわるいろいろな問題がありました。その度に教育委員会のあり方について

て、様々な立場の人から意見があり、それを踏まえて今回制度が見直されたということだと思います。中でもこの総合教育会議の設置は、地方公共団体の長と教育委員会が連携を強化するものであります。本市では先取りではないですが、私はこれまでも教育委員会を独立した機関として尊重しつつ、市民目線で発言できるところは発言して、責任を取るところは取るという気持ちで取り組んでまいりました。今後は今まで以上に協力して、色々な意見交換や情報交換をすることで、より良い教育が行われるようにしっかり取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

市長公室長

では、第1回目ということで本会議の構成員のご紹介をします。

大矢教育委員長でございます。

福元教育委員長職務代理者でございます。

齊藤教育委員でございます。

山手教育委員でございます。

箸尾谷教育長でございます。

森山市長でございます。

続きまして、次第の一つ目ですが、摂津市総合教育会議設置要綱（案）について、事務局から説明いたします。

政策推進課長代理

それでは、次第の一つ目、摂津市総合教育会議設置要綱（案）について、説明いたします。資料1をご覧ください。

第1条、この総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき設置されるものです。

第2条、会議の所掌事務としては4つございます。

一つ目は、大綱の策定に関する協議ということで、これにつきましては次第の3で説明させていただきます。二つ目は、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議です。三つ目は、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議です。四つ目は、前3号に関する次条に掲げる構成員の事務の調整になります。

第3条、会議の構成員ですが、市長と教育委員会になります。

第4条、会議は、市長が招集し、議長は市長をもって充てます。

第5条、協議を行うにあたり必要があると認める場合は、関係者又は学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができるものとします。

第6条、会議は、原則公開とします。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める場合、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができることとします。なお、本日第1回目の会議については、新たに設置される会議ではありますが、地教行法で原則、公開とされていること、また、本市の「会議の公開に関する指針」における、会議の公開の基準に則り、公開としております。

第7条、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、公表します。

第8条、会議の庶務は、市長公室の政策推進課において行います。

第9条、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定めることとします。

摂津市総合教育会議設置要綱（案）の説明は、以上でございます。

市長公室長 事務局からの説明が終わりました。ご意見等はございますか。

大矢委員長 要綱（案）において、会議を1年に何回開催するなどの回数の規定は設けないのでしょうか。

政策推進課長代理 この総合教育会議は、必要に応じて随時開催するものとされておりますことから、会議の回数の制限については設けておりません。

市長公室長 他にご意見等ございますか。無いようですのでお諮りいたします。摂津市総合教育会議設置要綱（案）について、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

市長公室長 ありがとうございます。  
それでは、案を削除いたしまして、会議の運営につきましては、今後この要綱に基づいて行ってまいりたいと思います。

ここからは、要綱第4条第1項の規定により市長が議長になりますことから、市長に会議の進行をお願いしたいと思います。

議長（市長） 要綱に基づいて、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

『2. 総合教育会議の概要』について事務局での説明を求めます。

政策推進課長代理

それでは、次第の二つ目、総合教育会議の概要について、説明いたします。資料2をご覧ください。

(1) 設置目的ですが、教育に関する予算編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために設置するものです。

次に(2) 会議の位置づけですが、①地方公共団体の長が設置し、地方公共団体の長と教育委員会により構成されます。②会議は、地方公共団体の長が招集します。教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができます。③会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関に該当はいたしません。④地方公共団体の長と教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行します。

次に(3) 協議・調整事項ですが、この会議で協議・調整されます事項は、先ほどご説明いたしました総合教育会議設置要綱(案)第2条各号に掲げる事項になります。ここでいう「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることで、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われることとされております。また、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うもので、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するものではないとされております。

最後に(4) 調整した結果の尊重義務ですが、地方公共団体の長及び教育委員会が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければなりません。なお、調整のついていない事項については、それぞれの執行権限に基づき、それぞれが判断するということとなります。

総合教育会議の概要についての説明は、以上でございます。

議長(市長)

事務局からの説明が終わりました。何かご意見等はございますか。

大矢委員長

課題を首長と教育委員会が共有して、連携して取り組むというのは

良いことだと思いますが、実際この総合教育会議でどのようなことを話し合うのでしょうか。また、この会議の意義はどのようなものでしょうか。

政策推進課長 国から例示的に示されているものとしましては、学校等の施設の整備などの予算が伴うものや、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育のあり方やその連携など幅広いものとなっております。一方、特に政治的中立性が求められる事項につきましては議題にすべきではないとされております。それから、この会議の意義ですが、選挙で直接選ばれた市長と教育委員会が開かれた場で議論されることで、本市の教育のあるべき姿や方向性を市民の皆さんも知ることができることだと考えています。

齊藤委員 摂津市の教育充実のための予算付けが必要な協議、調整事項が出てくるかと思いますが、会議の開催時期については、できれば予算編成の時期もご勘案くださるようお願いいたします。

政策推進課長 教育条件整備などの予算について、市長と教育委員会の意見交換は必要であると考えておりますので、開催時期につきましては予算編成前に開催するようになっています。

議長（市長） 他にご質問等ございますか。無いようですので、続きまして次第の3つ目、『大綱の策定』について、事務局からの説明を求めます。

政策推進課長 それでは、次第の3つ目、教育に関する「大綱」について説明いたします。資料3をご覧ください。

(1) まずこの大綱とはということですが、ポイントを6つにまとめております。まず1つ目、地方公共団体の長が大綱を定めることとなります。2つ目として、大綱の内容としましては、地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものになります。したがって、詳細な施策についてまで、策定することを求められているものではございません。3つ目、策定する大綱は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、つまり国が策定しました第2期教育振興基本計画を参酌し、策定することとなります。ここでいう「参酌」とは、参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実

情に応じて大綱を策定することになります。4つ目ですが、大綱が対象とする期間については、法律での規定はございませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4～5年を想定しているということが示されています。5つ目ですが、市町村の教育振興基本計画やその他の計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることが可能であり、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に変えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はございません。この部分につきましては、後ほど別途説明させていただきます。最後6つ目ですが、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、引き続き教育委員会の権限と責任において、管理し、執行することになります。

次に(2)本市の策定に向けた基本的な考え方ですが、2つございます。まず1つ目ですが、大綱の策定には、先ほども説明いたしましたとおり、国の第2期教育振興基本計画を参酌する必要があります。また、市の最上位計画であります「第4次摂津市総合計画」との整合性を図りながら策定を進める必要があると考えております。総合計画では、7つのまちづくりの目標を掲げており、その中で大綱に係る部分として、「誰もが学び、成長できるまち」という目標がございます。その目標を実現するための手段として、3つの政策がございます。これら目標・政策といった基本構想部分との整合性を図りながら案を作成していきたいと考えております。また、先ほどもご説明いたしましたように、他の計画の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることが可能であることから、第4次総合計画の基本構想部分を大綱と位置づけることなども含めて、今後検討してまいります。2つ目ですが、先ほど申しました点を考慮しながら大綱(案)を作成又は位置づけし、第2回の総合教育会議でお示したいと考えております。そこでまた、いろいろとご議論いただき、調整がととのったものを大綱として完成させたいと考えております。完成時期については、今年度中の策定を考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私の方からは、以上でございますが、教育委員会で策定しております計画と大綱との関係につきまして、教育総務部総務課の溝口課長から説明がございます。

教委総務課長

それでは、教育委員会から、現在、教育委員会で策定している全体

の事業計画であります摂津市教育推進プランについて説明いたします。教育推進プランの位置づけとしましては、現在、平成 32 年度を目標年次として掲げております第 4 次摂津市総合計画のアクションプランと位置づけまして、総合計画に掲げられております計画に沿って進めているところでございます。その中で重点事項として、8 項目でございます。1. 就学前教育の充実、2. 「生きる力」の育成、3. 支援教育の充実、4. 教職員の育成、5. 安全安心な学校・地域づくり、6. 子育て支援の充実、7. 教育コミュニティづくりと生涯学習活動の推進、8. 文化・スポーツ活動の活発化の 8 項目を定めております。

以上の 8 項目を踏まえ、具体的な取り組みとして各事業の目標を設定し、展開しております。今後、市長が策定されます教育に関する「大綱」につきましては、先ほど政策推進課長から説明にありましたように、市の総合計画の基本構想の部分を参考に策定する、または基本構想の部分を大綱として位置付けることなども含めて検討されるということです。総合教育会議の場で協議・調整していただいた上で、教育委員会の事業計画であります教育推進プランにも大綱に示される教育の目標や基本方針等を参考に反映させていく方向で考えております。

以上でございます。

議長（市長） 大綱の策定について、事務局からの説明が終わりました。何かご意見等はございますか。

福元 大綱（案）を第 2 回の総合教育会議で示されるということで、そこで意見交換し、今年度中に策定するということであつたと思います。先ほど開催回数の質問がありました、また予算の時期の話もありましたが、今年度はあと 2 回、3 回開催するということでしょうか。

政策推進課長 今回の予定としましては、予算に関する意見交換の時期もございまして、秋ごろに第 2 回の会議を開催して大綱（案）をお示し、できるだけ早い段階で策定したいと考えております。

議長（市長） 他に何かございますか。

山手委員 総合計画があり、それをベースにした教育推進プランがあり、今度大綱ができるということでしたが、計画がたくさんあると煩雑になっ

てくると思います。わかりやすい形で大綱を策定していただきたいと思いますが、どのように考えておられますか。

政策推進課長 総合計画は、本市の最上位計画であります。教育推進プランも総合計画に沿ったものとなっております。大綱も総合計画に沿ったものとなりますので、自ずと総合計画と大綱、教育推進プランは、同じ方向を向いたものができると考えております。また、わかりやすくシンプルにというのも、ごもっともでございます。一から大綱をつくるのではなく、総合計画の基本構想部分を大綱に位置付けるということも考えてまいります。

議長（市長） 今回、法改正で大綱を策定することになりましたが、教育に関する考え方が大きく変わるものでもなく、また変わってはいけないものだと思います。教育に関しても、摂津市のまちづくりの方針である総合計画が軸になっているかと思います。そのような考えのもと、国の教育振興基本計画を参考にしながら大綱を策定するということでした。

他にご意見はございませんか。

では、説明があったとおりに進めさせていただきますが、よろしいですか。

全 員 異議なし

議長（市長） では、最後にその他として事務局から何かありますか。

政策推進課長 先ほども説明いたしました。第2回の開催は、秋ごろを予定しております。その時に、大綱案をお示しする予定ですのでよろしくお願い致します。

議長（市長） 本日は、第1回目ということで、会議の設置要綱、会議の概要、大綱の策定に向けての考え方を確認する会議でありました。

それでは、これで第1回総合教育会議を閉会いたします。

ありがとうございました。